

第4回 官製談合再発防止に係る第三者委員会 次第

日時：令和4年5月19日（木）

午前10時～

場所：本庁舎2階会議室

1. 開会

2. あいさつ

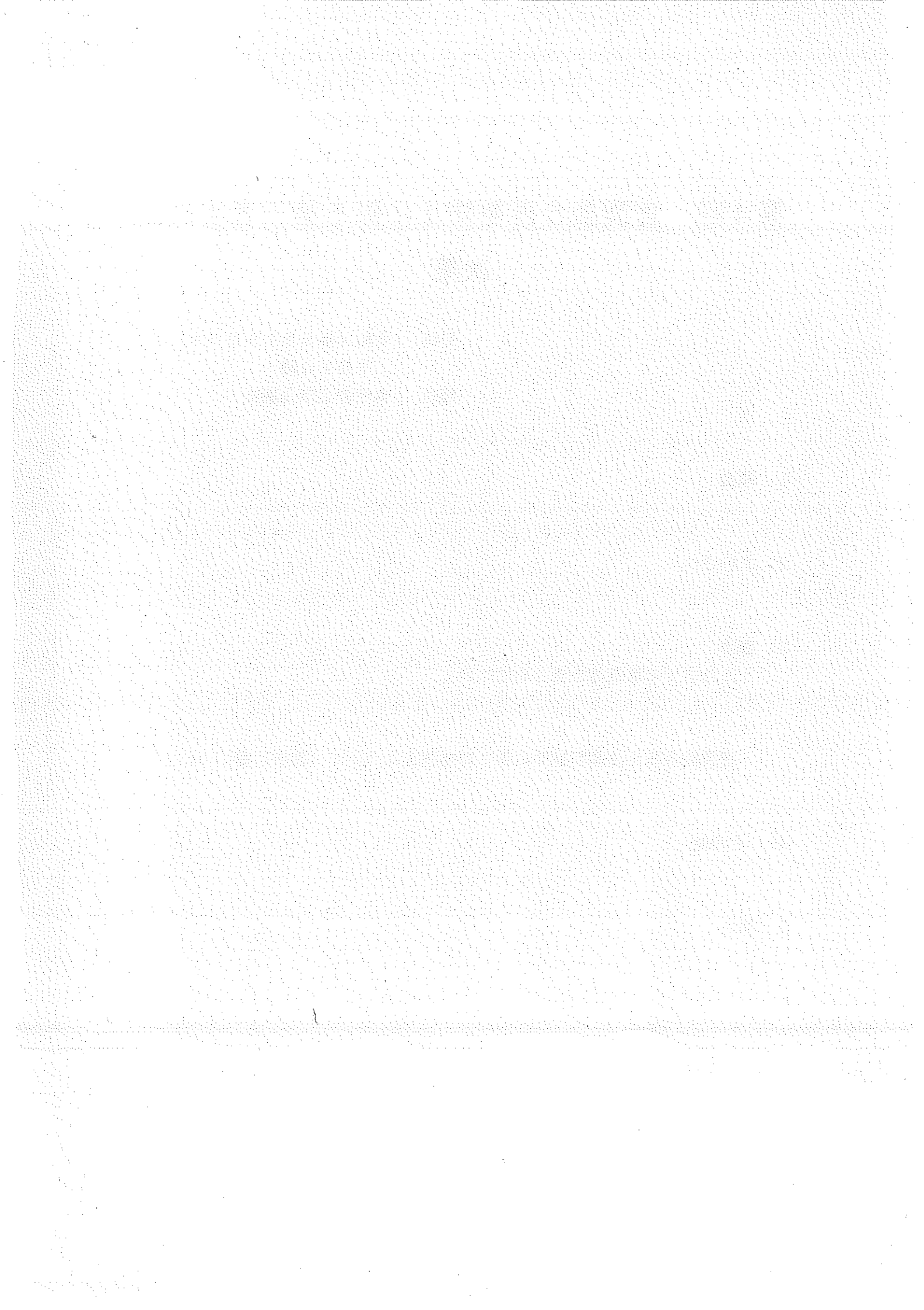
3. 議事

- ・これまでの意見等のまとめについて

- ・官製談合防止法違反事件に係る再発防止について（答申）案について

4. その他

5. 閉会



(案)

下付

令和4年 月 日

富士川町長 望 月 利 樹 様

富士川町官製談合再発防止
に係る第三者委員会
委員長 江 藤 俊 昭

官製談合防止法違反事件に係る再発防止について（答申）

令和3年11月17日に当時の富士川町長志村学が官製談合防止法違反で逮捕され、同年12月7日に加重収賄で再逮捕された事件について、慎重に審議した結果、下記のとおり別添報告書を添えて答申します。

今後、再発防止策の具体的な取り組みについて、真摯に対応し、公正かつ公平な入札及び契約の実現を図るとともに、町民の信頼回復に寄与されることを強く希望します。

記

1. 事件発生の要因

今回の事件は、富士川町が発注した大型公共工事「富士川町学校給食センター建設工事」、「道の駅富士川加工所増築及び店舗改修工事」、「平林農業体験宿泊施設建設工事」の3つの設計業務委託をめぐり、受注したいと考えた総合建築設計事務所所長小林一が、飲食の接待や選挙協力などを通じて、前町長志村学に近づき、共謀して行った官製談合防止法違反及び加重収賄事件である。

このことについては、前町長の初公判の冒頭陳述や新聞報道において、明らかとなっており、競争入札の公正を害するとともに、町民の信頼を大きく裏切る行為であった。

2. 富士川町の入札制度の現状と課題

富士川町の入札制度の現状は、指名競争入札における事務処理において、おおむね1億円未満の工事が、指名競争入札で処理されており、99%近くとなっていた。指名競

争入札の業者選定においては、不誠実、不信用な業者を排除するという理由で、町内工事の実績や指名回数など、誤った実績主義を重視したがために、業者が偏り結果的に受注業者の固定化が見受けられた。また、業者選考委員会では、町長を除く課長で組織する委員会で業者選考をしていたが、選考過程における基準が、明確でないことや議事録の作成を怠っていたことから、業者選考後に業者の入れ替えがあっても表に出ることはなく、ルールに反しているという意識も欠けていた。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法令等において、入札や契約における過程の公表が義務付けられているにも関わらず、適正に処理をされていなかったため、チェック機能も働いていなかった。

3. 再発防止策

長年の慣習の中で、指名競争入札が進められ、このような事件が起こったことは非常に遺憾であり、恥ずべき行為である。

今後、住民の信頼回復をするうえで、早急に再発防止策を講ずる必要がある。

しかしながら、小さな町では人的にも財政的にも非常に厳しい現状ではあるが、早急な対応を望む。一般競争入札では、その原理原則を踏まえた適正な執行を図るため、対象工事の拡大を進めるとともに、将来を見据えた電子入札システム導入に向けた研究検討を進めること。また、入札及び契約の適正化の促進に関する関係法令に基づく公表を実施し、入札の監視やチェック機能の強化を図ること。

指名競争入札及び随意契約行為については、特例的な制度であることを十分理解するうえで、適正に執行するとともに、業者の選考基準の明確化並びに選考過程及び再選考した場合の記録を残し透明性の向上に努めること。また、選考過程において、不当な関与があった場合は、関係法令に基づく相談窓口を設置して、通報者の保護を図ること。

官製談合防止の観点から、入札制度の抜本的な改革を図るため、将来的な入札制度をまちづくりの手法と捉え、総合評価方式と連動させたまちづくりの評価項目、**男女共同参画の推進**女性の登用、障害者の雇用、SDGsを取り入れるなどして、地域の活性化につながる入札制度を**構築する**こと。

なお、それぞれの対策については、年次計画などの**行動計画**フォーマットを作成して、着実に取り組めるよう努力すること。

富 士 川 町

官製談合再発防止に係る第三者委員会報告書

令和4年 月 日

富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会

目 次

はじめに . . . 1 頁

1. 富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会 . . . 2～4 頁

◆組織、委員構成

◆開催状況

◆富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

2. 本件事案の概要 . . . 5～11 頁

◆事件に至る経緯や背景

◆便宜供与を行った 2018 年 2 月以降の総合建築設計事務所の受注状況

◆富士川町の契約及び競争入札制度の現状

○随意契約

○指名競争入札

○一般競争入札

○指名選考委員会

○過去 5 年間の契約及び競争入札の内訳

・ 随意契約一覧表

・ 一般競争入札と指名競争入札の別

・ 業務別の競争入札の内訳

3. 発生事件の原因及び問題点 . . . 12～13 頁

◆入札制度の問題点

4. 本件事案の発生後の富士川町の取組み . . . 14～15 頁

◆入札制度等あり方検討会

◆職員研修

◆町内建設業者 4 業種（土木、建築、電気、水道）代表者との意見交換会

◆暫定的な措置としての入札について

5. 再発防止策の提言 . . . 16～17 頁

おわりに . . . 18 頁

はじめに

令和3年11月17日、当時の富士川町長 志村 学 が、町発注の「農業体験宿泊施設建設工事設計業務」に関する指名競争入札で、官製談合防止法違反の疑いで逮捕される事件が発生した。

さらに、12月7日には、「学校給食センター実施設計業務」の指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑い及び設計業務に便宜を図る見返りに、300万円の賄賂を受け取ったとして、加重収賄の容疑で再逮捕された。また、同日「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務」における指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑いで追送検された。

今般の事件では、町のトップが逮捕されるという前代未聞の事態となり、富士川町の入札制度だけでなく、行政に対する町民の信頼を大きく損ねたものとなった。

こうしたことから、町ではこの事態を極めて深刻に受け止め、発生に至った経緯や課題の抽出、再発を防止するための対策を、町幹部職員で組織する「富士川町入札制度等あり方検討会」を立ち上げ、入札制度等改革報告書を作成した。

また、令和4年1月17日、新たに就任した 望月利樹 町長は、さらに町民に対する信頼回復や入札制度に対する透明性、公平性を図るため、有識者による官製談合再発防止に関わる第三者委員会を設置することとした。

本委員会では、本件事案の実態把握の調査や検証を行い、問題点を洗い出すなど、再発防止に向けた提言をすることとした。

1. 富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会

◆組織構成

委員長 江藤俊昭（学識経験者）大正大学教授

委員 土橋 順（弁護士）土橋法律特許事務所

委員 若尾和成（税理士、行政書士）若尾会計事務所

◆開催状況

令和4年2月10日（木）午前9時30分～ 本庁舎1階会議室

協議内容

事件の事実関係及び実態把握について

現状の入札制度等について

幹部職員がまとめた入札制度等改革報告書について

令和4年3月17日（木）午後3時～ 本庁舎議員控室

協議事項

事件の事実関係の再確認について

現在の入札制度の課題の抽出、改善点について

新たな入札制度の意見交換について

令和4年4月6日（水）午前10時～ 道の駅富士川水防対策室

協議事項

これまでの意見等のまとめについて

再発防止に係る答申書（案）について

令和4年5月19日（木）午前10時～ 本庁舎2階会議室

協議事項

答申書（案）の確認について

その他について

令和4年5月 日（ ）午前10時～

協議事項

◆富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

令和4年1月31日制定

(設置)

第1条 本町において発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に抵触する事案(以下「本町事案」という。)に関し、その再発を防止するため、富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 本町事案の事実関係その他の実態把握に関すること。
- (2) 本町事案の再発防止に係る具体的方策に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の全員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、管財課において所管する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会委員の項の次に次の項を加える。

官製談合再発防止に係る第三者委員会委員	1回	10,000円
---------------------	----	---------

2. 本件事案の概要

◆事件に至る経緯や背景

今回の事件は、前富士川町長 志村 学（以下「前町長」という。）が、大型公共工事 7 大事業を打ち出したため、総合建築設計事務所 小林 一所長（以下「小林所長」という。）が、大型事業に参入したいと考えたことから、2018 年 2 月頃に飲食接待の場を設け、前町長に近づいたことに端を発し、小林所長は、2018 年 4 月の富士川町長選挙において、相手候補の誹謗中傷ビラを作成し、配布するなどした、裏選対活動を展開し選挙協力を行った。

●学校給食センター

2018 年 7 月に発注した「富士川町学校給食センター実施設計業務委託」の指名競争入札では、業務を受注したいと考えた小林所長は、知人を介して前町長に指名業者のリストを渡し、自社が有利になるよう働きかけた。前町長は、選挙協力を恩義に感じ、既に指名選考委員会で選考した参加業者 1 者社の入れ替えを管財課長の担当者へ指示し、小林所長の設計事務所が受注しやすくなるよう画策をした。また、その後、小林所長へ予定価格を伝えた。

小林所長は、本業務を受注ができたことから、同年 7 月 29 日小林所長の事務所に於いて、謝礼 100 万円を前町長に手渡した。

●新庁舎

2019 年 3 月に発注した「富士川町新庁舎建設基本設計業務委託」のプロポーザルでは、飲食接待の場を設け、自社が有利な評価基準になるよう働きかけたが、評価基準等の事務が進捗していることを理由に断られている。

2020 年 4 月には、受注していた「富士川町学校給食センター施工監理業務委託」の委託料が入金されたため、小林所長は同年 4 月 25 日今後も便宜を図ってもらうため、封筒に入れた 100 万円を前町長へ手渡した。

●道の駅

2021 年 1 月に発注した「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務委託」では、受注したいと考えた小林所長は、2020 年 12 月に指定する業者を前町長に伝え、前町長はそれをメモに書き写し産業振興課長に渡し指名をするよう指示した。産業振興課長は、指示された指名業者を業者選考委員会に提出し、選考委員会はこれを決定した。また、その後、2021 年 1 月に、前町長は予定価格を小林所長に伝え、小林所長の事務所はその業務を受注した。

●農業体験宿泊交流施設

2021 年 4 月に発注した「富士川町農業体験宿泊施設建設工事設計業務委託」では、前町長は「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務委託」で指名した業者に、小林所長が指定する業者 1 社を加えた 6 者を、産業振興課長に伝え、指名業者の選定を指示した。産業振興課長は、指示された指名業者を業者選考委員会に

提出し、選考委員会はこれを決定した。また、予定価格を小林所長へ伝え、小林所長の事務所はその業務を受注した。

2021年6月27日小林所長は、今後も便宜を図ってもらうため、自身の事務所で100万円の入った封筒を前町長へ手渡し、前町長もその趣旨を分かっているが受け取った。

以上が、**本事件の実態調査、新聞報道、裁判などにより、判明したこと**~~前町長と小林所長との間で行われた、官製談合及び贈収賄事件の全貌である。~~

◆便宜供与を行った 2018 年 2 月以降の総合建築設計事務所の受注状況

契約金額は税抜き

【2018 年 5 月】**契約の方法**：指名競争入札

業務名：町民体育館解体工事等設計業務 契約金額：110 万円

【2018 年 7 月】**契約の方法**：指名競争入札

業務名：学校給食センター実施設計業務 契約金額：2140 万円

【2019 年 3 月】**契約の方法**：随意契約（公募型プロポーザル方式）

業務名：新庁舎建設基本設計公募型プロポーザル業務 契約金額：2000 万円

【2019 年 4 月】**契約の方法**：随意契約

業務名：学校給食センター施工監理業務 契約金額：1200 万円

【2019 年 7 月】**契約の方法**：随意契約

業務名：いきいきスポーツ公園管理棟建築工事監理業務 契約金額：126 万 6 千円

【2020 年 5 月】**契約の方法**：随意契約

業務名：富士川町新庁舎建設実施設計業務委託 契約金額：8710 万円

【2021 年 1 月】**契約の方法**：指名競争入札

業務名：道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務

契約金額：316 万円

【2021 年 2 月】**契約の方法**：随意契約

業務名：新庁舎省エネルギー性能（BELS）評価申請業務 契約金額：30 万 1 千円

【2021 年 4 月】**契約の方法**：随意契約

業務名：道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事实施設計業務

契約金額：721 万円

【2021 年 4 月】**契約の方法**：指名競争入札

業務名：富士川町農業体験宿泊施設建設工事設計業務 契約金額：520 万円

【2021 年 8 月】**契約の方法**：随意契約

業務名：道の駅富士川農産物加工所増築他改修工事監理業務

契約金額：323 万 5 千円

業務名：富士川町農業体験宿泊交流施設建設工事監理業務

契約金額：68 万 4 千円

※事件発生後、2021 年 8 月の業務 2 件は、業務継続不能のため契約を解除した。

◆富士川町の契約及び競争入札制度の現状

○随意契約

法令等に基づき競争入札（一般・指名）によらない契約方法であり、富士川町随意契約事務要領及び富士川町随意契約ガイドラインに基づき事務執行を行っていた。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による少額随意契約の金額

工事 130 万円未満

委託 50 万円未満

物品 80 万円未満

同施行令同項第 2 号から第 9 号までに該当する場合については、上記の金額によらないことができる。

◎参考（県内市の状況）

富士吉田市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市は同額である。

甲府市、都留市、上野原市は物品 50 万円未満である。

北杜市は委託 150 万円未満である。

○指名競争入札

法令等に基づき業者を指名して競争入札を行う契約方法で、富士川町指名競争入札事務処理要領に基づき事務執行を行っていた。

対象事業：おおむね 1 億円（予定価格）未満

指名業者の数：財務規則 186 条では、5 者以上

事務処理要領では次のとおり定める。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 予定価格が 500 万円未満 | 5 者以上 |
| (2) 予定価格が 500 万以上 5000 万円未満 | 6 者以上 |
| (3) 予定価格が 5000 万円以上 | 8 者以上 |

◎参考（県内の市の状況）

工事	500 万円未満	上野原市
	1000 万円未満	甲府市、南アルプス市
	2000 万円未満	都留市
	3000 万円未満	富士吉田市、韮崎市、北杜市、中央市
	5000 万円未満	山梨市、大月市、甲州市

委託	500 万円未満	南アルプス市
	1000 万円未満	韮崎市、上野原市
	2000 万円未満	北杜市
	3000 万円未満	甲府市、富士吉田市

物品	200 万円未満	甲府市
	500 万円未満	南アルプス市
	1000 万円未満	韮崎市、上野原市
	2000 万円未満	北杜市
	3000 万円未満	富士吉田市

○一般競争入札

法令等に基づき広く業者を公募して競争入札を行う契約方法で、富士川町一般競争入札事務処理要領に基づき事務執行を行っていた。する

対象工事：予定価格 1 千万円以上

入札の方法：次のとおり実施する

(1) 予定価格が 2 億円以上の工事は通常一般競争入札とする

(2) 予定価格が 2 億円未満の工事は一般競争（事後審査型）入札とする

2 上記の規定にかかわらず 2 億円未満の工事においても技術的難易度を求める場合及び、特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札とする。

◎参考（県内の市の状況）

工事	130 万円以上	甲斐市、笛吹市
	500 万円以上	上野原市
	1000 万円以上	甲府市、南アルプス市
	2000 万円以上	都留市
	3000 万円以上	富士吉田市、韮崎市、北杜市、中央市
	5000 万円以上	山梨市、大月市、甲州市

委託	50 万円以上	甲斐市、笛吹市
	500 万円以上未満	南アルプス市
	1000 万円以上未満	韮崎市、上野原市
	2000 万円以上未満	北杜市
	3000 万円以上未満	甲府市、富士吉田市

物品	80 万円以上	甲斐市、笛吹市
	200 万円以上未満	甲府市
	500 万円以上未満	南アルプス市
	1000 万円以上未満	韮崎市、上野原市

	2000 万円以上未満	北杜市
	3000 万円以上未満	富士吉田市

○指名選考委員会

富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会要領に基づき、競争入札の適否及び参加業者の審査・選考を行っていた。~~執行する~~

委員構成：副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、案件のある担当課長

委員会の所掌事務

- (1) 一般競争入札の参加資格を定める場合の当該資格の適否
- (2) 一般競争入札の入札参加申請者の審査
- (3) 指名競争入札の場合の当該入札方式の適否
- (4) 指名競争入札の場合の指名業者の選考

秘密の厳守：審議は公開しない

会務の決定：2分の1以上が出席し、過半数の同意をもって決定する

※本町では、指名業者数の基準、委託業務における有資格者数を定める基準、業務実績や指名実績を用いて選定する。

○過去5年間の契約及び競争入札の内訳

・随意契約一覧表

年度	年間保守	工事	委託	物品	計
令和2年度	158 件	157 件	142 件	63 件	520 件
令和元年度	206 件	169 件	136 件	45 件	556 件
平成30年度	196 件	166 件	139 件	34 件	535 件
平成29年度	201 件	167 件	99 件	43 件	510 件
平成28年度	210 件	161 件	106 件	37 件	514 件

※地方自治法施行令第167条の2第1項による随意契約の集計

・一般競争入札と指名競争入札の別

年度	一般競争	指名競争	計
令和2年度	0 件	133 件	133 件
令和元年度	4 件	115 件	119 件
平成30年度	2 件	158 件	160 件
平成29年度	1 件	151 件	152 件
平成28年度	0 件	140 件	140 件

※一般競争入札の執行は、特定建設工事共同企業体による通常一般競争入札

・業務別の競争入札の内訳

年 度	全体		委託		物品		工事	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
R 2	92.4%	133 件	92.9%	40 件	79.1%	26 件	97.2%	67 件
R 元	94.6%	119 件	91.4%	32 件	87.4%	8 件	96.6%	79 件
H30	94.7%	160 件	92.7%	45 件	94.1%	9 件	97.8%	106 件
H29	93.6%	152 件	87.5%	43 件	91.4%	8 件	96.4%	101 件
H28	91.8%	140 件	92.1%	42 件	91.1%	10 件	91.8%	88 件

※落札率は、全件数の平均値を掲載する

予定価格の公表のある工事の落札率が高い。原因を究明して改善をする必要があるのではないかと。

3. 発生事件の原因及び問題点

◆入札制度の問題点

今回の官製談合については、前町長と小林所長の間で業者が決められ、予定価格の情報漏洩があったことから、官製談合や贈収賄が容易に進められた。また、前町長の指示により、業者の入れ替えや業者の選定に職員が応じてしまった。執り行われたことがほとんどであるが、職員の関与が全くなかったわけではない。

そこで、職員に不当な支持や介入があった場合の関与の検証をすることにより、今後の再発防止策が見えてくるものと考ええる。

今回職員は、3つの事業「学校給食センター」、「道の駅富士川加工室増築及び店舗改修」、「平林農業体験宿泊交流施設」の設計業務の指名業者選考において、不当な支持に応じ関与し、それぞれ業者の入れ替えや業者指名を行った。これは、ルールに基づく善意の行為であれば、通常業務の範疇であり全くもって問題ではない。しかし、基本となる決まりはあるものの、細部のルールが曖昧であることや不当な行為であったがために、今回の事件に至ったと考える。

このような不当な支持があった場合に関与の部分で、抑止が働くようなルールがあれば、再発防止ができるのではないかと考えると思われるため、本委員会では、指名業者の選考過程の事務処理について、担当者から説明を受け、事務の流れを把握することとした。

富士川町の入札に参加する業者は、入札参加申請をする前に、山梨県の経営審査を受けなければならない、ここで会社の経営状況などが審査される。その後、入札に参加したい市町村へ入札参加申請を提出し、入札参加資格者名簿に登録されることになる。

富士川町では、この入札参加資格者名簿に登録されている業者を、所管事業課が選び、指名選考委員会で審査をすることになっているが、多くの業者が登録されている資格者名簿から選定する際に「厳格なルール」が未だ存在せず、各担当者の思いや町内事業の施工実績、指名回数などを理由に選考委員会へ提出されていた。

今回、前町長が指名競争入札において、この請負業者の選考委員会の前後に不当な支持を行い関与し、指名業者の入れ替えや業者指名選定の指示をした。この前町長の指示も、正当な理由であれば町の最終決裁権者であるため、問題ではなかったものと考ええる。

しかし、不当な関与であったがために、本事件となった。

そこで、本委員会では、指名業者の選考過程において、選考理由の厳格なルール化や公表の在り方について、問題があると指摘する。

また、指名競争入札の対象工事が、おおむね1億円未満であることも問題で

あり、~~ると考える。~~そのほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法令等に基づく公表が、適正に執行されていなかった点も問題であると考え

る。
また、不当介入のあった場合の相談窓口「公益通報窓口」の設置がされてい
れば、防げたかもしれないことを考えると、窓口設置がないことも問題である
~~と考える。~~

以上、入札制度の問題点を指摘したが、入札に関する法令等については、地
方自治法及び同法施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法
律及び同法施行令など様々な法令から成り立っている。

今事件を機に法令順守の徹底を図り、細部にわたるルールの見直し・検討を
行い、改善を図る必要がある。

4. 本件事案の発生後の富士川町の取組み

◆入札制度等あり方検討会・・・12月15日、23日、1月5日、13日

町幹部職員が、計4回の検討会を実施し、2つの改革案を取りまとめた。

○第1案：一般競争指名競争入札併用型

【一般競争入札】

対象事業 工事：予定価格 1000 万円以上

委託及び物品購入：予定価格 500 万円以上

入札方法 一般競争入札（事後審査型）とする

※技術的難易度が高く業者及び配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施できる

【指名競争入札】

対象事業 工事：予定価格 1000 万円未満

委託及び物品購入：予定価格 500 万円未満

指名業者数

予定価格 500 万円未満 5 者以上

予定価格 500 万円以上 1000 万円未満 6 者以上

予定価格 1000 万円以上 7 者以上

※下限は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の額とし、予定価格が 1000 万円以上であっても、その事業の特殊性などを考慮し、指名競争入札を可能とする。

○第2案：一般競争入札のみとする

対象事業：1000 万円以上

入札方法：予定価格に応じて実施

(1) 予定価格が 2 億円以上の工事は通常の一般競争入札で実施する

(2) 予定価格が 2 億円未満の工事は一般競争入札（事後審査型）で実施する

※なお、2 億円未満の工事においても、技術的難易度が高く配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施する。

◆職員研修

今回の事案を受けて、契約及び入札制度の再確認を図るため、**随意契約、指名競争入札、一般競争入札の関係法令など**、全職員を対象とした研修会を実施した。・・・1月27日、28日

また、4月以降の暫定的な入札制度の確認徹底を図るため、全職員を対象とした研修会を実施した・・・5月11日

◆町内建設業者 4 業種（土木、建築、電気、水道）代表者との意見交換会

事件についてのお詫びと入札制度改革案に対する意見交換会及び協力依頼を行った・・・2月8日

4月からの暫定的な入札制度について、協力依頼を行った・・・3月14日

◆暫定措置としての入札制度

富士川町では、事案発生後、12月以降計3回の入札を、現行制度のままで執行してきた。しかし、新たな入札制度の構築が遅れることで、町民の更なる不信感を増やさぬよう、4月以降に実施する入札制度は、一般競争入札の対象範囲を拡大することとし、現行制度の大幅な変更が必要ではない、入札制度等あり方検討会で取りまとめた第1案の「一般競争指名競争入札併用型」を暫定措置として、適用させることとした。また、指名競争入札の指名業者一覧表には、業者の選定理由の添付を義務付けた。

なお、契約及び入札の公表については、関連法令等の規定に基づき、公表方法の検討を行っている。

5. 再発防止策の提言

今回の事件を検証した結果、前町長と小林所長設計事務所所長の違法行為であることは明白であるが、職員についての関与も、前町長からの不当な指示により、業者の入れ替え等に応じてしまったことは否めない。したがって、不当な関与があった場合職員の関与があったところでの改善策を図ることにより、再発防止に繋がるものとする。

●指名競争入札及び指名選考委員会

そこで、本委員会としては、早急に改善する必要がある点を指名競争入札と捉え、関係法令等の順守はもちろんのこと、入札制度の透明性を図るため、指名業者の選考過程においてであると捉え、現在のルールに加え、指名業者の詳細な選考基準の作成や、指名選考委員会の記録の保存や選考過程の記録を残すなどの必要があると提言する。

これは、指名業者の選考基準を作成することで、根拠のない業者選定は不可能になること。指名選考委員会や選考過程の記録を残すことにより、不当な行為の問題把握が容易に可能となることで、再発防止に繋がるものとするからである。

そのほか、次のようないくつかの提言をする。

●一般競争入札

一般競争入札においては、原理原則を踏まえ一般競争入札の対象範囲を拡大し、適正な執行を図ること。また、政策と連動した総合評価方式を導入し、地域の活性化に繋がる評価基準（男女共同参画の推進女性登用、障害者雇用、SDGs など）を検討して、富士川町独自の入札方法方式を確立すること。

これは、本報告書 10 ページ「一般競争入札と指名競争入札の別」で示すとおり一般競争入札と指名競争入札の極端な偏りを改善することで、地方自治法等に基づく適正な競争入札が図れることや、今回の官製談合防止法違反に及んだ指名競争入札を減らすことで再発防止に繋がるものとするからである。また、地元中小企業の育成に配慮した「中小企業の受注の確保に関する法律」を考慮する富士川町独自の政策連携型の競争入札を、執行できるからである。

~~指名競争入札においては、地方自治法施行令第167条の適用を順守する中で、適正な執行を図ること。~~

~~指名選考委員会については、入札制度の透明性を図るため、業者選定過程の記録を保存し、適正な公表を図ること。~~

●随意契約

随意契約については、本報告書 10 ページ「随意契約一覧表」で示すとおり、富士川町多くの契約件数があることからの大部分を占めており、契約過程の公表が求められている現状を踏まえ、透明性の確保を図る必要があるため、適正な

執行や公表に努めること。

●公表による監視強化及び公益通報窓口の設置

入札及び契約行為の適正化を図るため、公表による監視強化を図り、再発防止に努めること。また、富士川町は、職員数 300 人以下であり公益通報窓口の設置義務となっていないが、今回の事件を踏まえ、早急に相談窓口を設置し、入札に関する町長や職員等による不当な介入があった場合の対応を図る事すること。

また、電子入札の導入の研究検討を図り、入札における事務の簡素化を図り、チェック体制の強化を図ること。

以上提言については、スケジュール感を持ち、早急に実現できることを望む。

おわりに

今回の事件は、現金の授受が伴う総合建築設計事務所代表小林一と前富士川町長志村学の間で行われた官製談合防止法違反と加重収賄罪であり、町長の権限立場を利用した悪質な行為であるとは明白である。しかし、職員の関与が全くなかった訳でもない。職員においても長年の慣例の中で実施してきた指名競争入札における事件であることから、違法行為を防げなかったことについては、大いに反省すべきところであり、早急に再発防止に取り組む必要がある。

そこで、本委員会は、このような忌々しき事態を二度と起こさないよう、事実関係その他実態把握をするとともに、再発防止に向けた入札制度等の改革の提言をした。

本提言の趣旨を十分理解し、今回の事件が個人の資質の問題であるなどとの安易な考えを捨て、同様の不祥事が再び起こらないよう、常に危機感を持ち町民の信頼回復のため、本提言が早期の実現されることを念願するものである。

最後に、地方自治の主役は町の皆さん自身であることを肝に銘じ、町長以下行政に携わる職員一丸となって、失われた信頼の回復に努め、真摯な取り組みをすることを懇願する。

令和4年 月 日

官製談合再発防止に係る第三者委員会

委員長 江 藤 俊 昭

委 員 土 橋 順

委 員 若 尾 和 成